

2024年6月20日

三重労働局長 石田 聰 様
三重地方最低賃金審議会 会長 安井広伸 様

全労連東海北陸地方協議会
議長 長曾 輝夫
(公印省略)

歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで 最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25ヵ月連続となり、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができておらず、関係機関が前例にとらわれることなくその目的を達するために精励しなければなりません。

2023年の最低賃金額の改定では、最高の東京都が1,113円、最低の岩手県は893円で220円もの大きな地方間格差を生んでいます。東海北陸地方内だけで見ても96円もの開きがあり、1年間で172,800円（年1800時間）もの所得格差を生んでいます。

全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生活費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活を行うための賃金は「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要」であることを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めていました。今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要があると主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最低賃金大幅引き上げの声が上がっています。

昨年、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を発表し、4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。しかし、昨年の改定結果は地域間格差を拡大するものとなりました。ランク方式自体が制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め全国の多くの弁護士会が地域別最低賃金を廃止して全国一律最低賃金制度の実施を求め、自民党においても最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。全労連がとりくむ全国一律最低賃金制の法制化を求める国会請願署名には、これまでに与野党120人を超える国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援策の抜本的拡充がセットで必要です。

地方最低賃金審議会のほとんどが中小企業への支援策の拡充、価格転嫁など取り引きの適正化、税・社会保険料の減免、扶養控除等の見直し・検討などの政策要望を政府に示しています。最低賃金を引き上げる上で「支払い能力」を考慮するのであれば、少なくとも「支払い能力」を引き上げるための政策を国に求めなければ無責任であると言わざるを得ません。

以上の点から、最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請します。

記

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を4割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任をおこなうこと。
6. 専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
7. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などについて、情報提供を求めるものに適宜おこなうこと。(一部の局で後退した)
8. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山 洋一
石川県労働組合総連合	議長	桶間 諭
福井県労働組合総連合	議長	鈴木 孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬 政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池 仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家 忠文

2023年3月23日

【確定版】

国民春闘共闘・全労連がめざす

全国最低賃金への法改正の4つのポイント

－ 最低賃金の全国一律制実現を－

国民春闘共闘委員会

全国労働組合総連合（全労連）

国民春闘共闘・全労連は、最低賃金法の全国一律制への改正を実現するために、法改正の4つのポイントをまとめました。2022年10月から、およそ半年間の議論を踏まえて、2023年3月23日春闘共闘常任幹事会、2023年3月15-16日全労連幹事会で確認しました。

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。地域間格差を是正し、世界あたりまえの全国一律制に是正させが必要です。そして、全国一律にすることであまりにも低く抑えられている最低賃金の大幅な引き上げをめざします。

最低賃金の全国一律制の確立に向けて、「国民春闘共闘・全労連がめざす全国最低賃金への法改正の4つのポイント」をここに示します。

【説明】

全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようになります。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。しかし、現行法では、①地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最高の東京都と最低の地域で220円（19.8%）もの格差が生じています。②時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。③現行法の最低賃金は最賃決定の三要素「その地域の労働者の生活費と賃金、

事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。④また、高い地域が低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。⑤最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。ちなみに、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国（全体の3%、2013年）のみです。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。

ただし、広がった地域間格差はあまりに大きく、実現には、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての相応の財源をつくる決断と一定の期間が必要となると考えます。

具体的な「国民春闘共闘・全労連がめざす、全国最低賃金への法改正の4つのポイント」は下記の通りです。

【最低賃金法改正の4つのポイント】

- (1) 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改める。公布から5年程度の経過後に施行することを定める。公務員にも適用するように法改正する。
- (2) 最低賃金額の決定を2要素とし、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるに法改正する。現行法の3要素「その地域の労働者の①生活費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除する。
- (3) 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改める。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改める。
- (4) 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定める。

以上

2023年9月26日

全労連・国民春闘共同戦事務局発行

Q & A

最低賃金の全国一律をめざす 全国最低賃金への法改正の4つのポイント － 最低賃金の全国一律制実現を－ VOL.2

●国民春闘共同戦・全労連はこの度、日本の最低賃金制度の最大の弱点である、地域別最低賃金を法改正で全国一律に改善するよう政府に求める「法改正の4つのポイント」をまとめました。このQ&Aは、この「法改正の4つのポイント」の説明を行うものです。組合員が参加する職場・地域での学習、国会議員や地域の諸団体等への要請などの際に活用することを目的にするものです。随時、全国の仲間の皆さんからのご意見などもいただきながらバージョンアップさせていきたいと考えています。

●国民春闘共同戦・全労連は、最低賃金を全国一律に改善させる運動を結成以来、運動を行ってきています。日本の最低賃金は、時給で定められ、都道府県ごとに3つのランクに分けられ、2023年の改定では、全国加重平均は1004円となっています。平均が1004円といつても、実際にそれ以上の金額の最賃は7都府県（東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都）のみです。最低額893円で仮に月150時間働いたとして月13万3950円、年収160万7400円であり、ここから税・社会保険料が引かれると手取り額はさらに減少します。これでは、心身ともに健康で人間らしく暮らすことは、到底、難しいのが現実です。さらに、急激な物価高騰の中で、非正規雇用労働者を中心に最低賃金近傍の労働者から悲鳴があがっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。すでにオーストラリアで約2161円、米ワシントン州約2084円、フランス約1608円となっているのをはじめ、ドイツでは2024年1月から約1732円となります。日本の最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。

●また、2023年の改定はランク数が4から3にされ、格差是正が期待されましたが、中央

最低賃金審議会は「A ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円」(2023.7.28)と格差拡大の目安をだしました。目安に 1 円～8 円もの上乗せをした地方の奮闘にもかかわらず、最高額(1113 円)と最低額の県(893 円)との額差が 220 円(前年 219 円)に拡大するという現行法の限界性を示すことになりました。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。全労連の「最低生計費試算調査」では、人間らしく生活するには若年の単身世帯で月額 24 万円・時間額 1500 円(月 150 時間換算)以上必要であり、その額は都市部も地方も変わりません。

●岸田首相は新しい資本主義実現会議で、最低賃金額を 2030 年代半ばまでに全国加重平均 1500 円にすることを目指すと述べました。私たちが求め、政府・厚生労働省が拒否してきた「1500 円」を口にしたことは、大きな変化ですが、中身は、単純にすると毎年 3.4～3.5% の引上げを 12～13 年続けるというとても容認できないものです。ちなみに、2023 年度改定は 4% の引上げでしたので、それより低い引上げしかしないとの表明です。しかも、多くの県知事が政府や地方審議会に、地域間格差の解消とそのための大幅引き上げを求めているにもかかわらず、地域間格差の解消についてはふれてもいません。

●日本における四半世紀に及ぶ実質賃金の低下など低賃金構造の改善を図り、誰もが、どの地域で働いても等しく、人間らしく暮らせる日本社会の構築が求められています。特に、歴史的な物価高騰が労働者・国民の生活を脅かしているもとで、日本社会のナショナルミニマム(国による国民生活の最低保障)としての役割を強化し、地域間格差を解消する最低賃金制度の抜本的改善が急務となっています。

私たちは、政府に対し、次の最低賃金引上げ方針として「法改正による全国一律制度の実現」と「ただちに時給 1500 円以上の最低賃金を実現すること」を掲げることを求めていきます。全国一律制度の実現は、全国どこでも誰でも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえ、人口減少に歯止めをかける確かな道となります。最低賃金制度は新しい時代の要請に応えられるよう、修正が迫られており、それは「全国どこでも最賃 1500 円以上」です。

Q1 全国一律に改めさせる趣旨はなんですか？

A 全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民

経済の健全な発展に寄与する」ことができるようになります。

Q2 全国一律制度になると何が期待できますか？

A 全国一律制にして「全国最低賃金」を創設することは、地域間格差を解消し、最賃近傍で働く労働者、とりわけ、地方で働く人々の賃金を大きく底上げします。「全国最低賃金」を創設することは、民間の労働者だけではなく、公務員の非正規職員や正規職員の初任給にも影響します。ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」として、雇用労働者だけでなく、フリーランス、自営業者、農民、年金や生活保護受給者の生活者にも影響を与えることになります。

最賃近傍で働く労働者が「生活実感が改善されるたけの最賃引き上げ」が実現できれば、消費の活性化と仕事の活力を生み出し、地域経済の活性化、特に賃金が低く抑えられている地域の活性化が期待できます。全国どこにいても、生きていける「国民生活の最低保障」がつくられ、若者・労働人口の大都市への一極集中を是正する土壤を作り出します。また、世界に後れをとっている最低賃金額を大幅に引き上げていく道を作り出します。

Q3 どんな法改正を求めているのですか？

A 私たちが求める法改正の第1のポイントは、現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改めることです。広がった地域間格差を最高額の東京も引き上げながら、解消するための期間として、公布から5年程度の経過後に施行することを定めます。また、現在、最低賃金法の適用除外になっている公務員にも適応するように法改正します。

第2のポイントは、最低賃金額の決定を2要素とし、「①科学的な最低生計費調査に基づいた労働者の生計費、②労働者の賃金を考慮して決める」に法改正することを求めます。現行法の3要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除します。

全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改めることが第3のポイントです。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改めます。

第4のポイントは、中小企業における「全国最低賃金」の円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを国に義務づけることを定めることです。

Q4 現行法の地域別最賃では、いけないのでですか？

A 現行法の地域別最賃では、地域ごとに最低賃金の金額が異なり、労働者の生活を保障するナショナルミニマムとしての役割を果たしていないからです。最高の東京都と最低の県で220円（19.8%）もの格差となり、15年で2倍に地域間格差が拡大しています。

同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。その結果、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

Q5 ランク制のは正を待っても良いのでは？

A 2023年の改定審議はランク数が4から3に是正されるなかでおこなわれました。これは、これまでのC・Dランクの地方で上積みが毎年重ねられるなどの運動の成果です。これまで、中央最低賃金審議会が出す目安は、上位ランクの目安額を下位ランクの目安額が上回ったことはありませんでした。今回、ランク数が4から3に是正されるなかで、地域間格差の是正が期待されましたが、中央最低賃金審議会は「Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円」（2023.7.28）と格差を拡大する目安をだし、ランク制を是正しても、地域間格差が是正されないことが明らかになりました。

現行法の最低賃金は「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」を考慮して決めています。ランク制である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。現行法にもとづく厚労省や中央最低賃金審議会の立場は地域間格差の「解消」ではなく、「拡大抑制」です。最低賃金額が高い地域では低い地域を考慮することで、思い切った引き上げができない仕組みになっています。ランク制の地域別最低賃金制をとっている限り、地域間格差は解消されません。

仮に、岸田首相のペース（3.5%）での引き上げでは、平均が1,500円に到達するのは、12年後の2035年です。最低額の893円の地域が到達するのは、16年後の2039年です。現行の最低賃金法が、こうしたことを放置することを許すものだとすれば、もう法改正するしかないと考えます。

Q6 なぜ「事業の支払い能力」は削除するのですか？

A 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」ことで、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。労働者の最低限の暮らしを保障する労働基準に、企業の支払い能力の大小をいれることは誤りで、最低賃金額を決める要素から削除すべきです。

厚労省は「事業の支払い能力」の根拠に、IL0*131号条約の「経済的因素」をあげています。しかし、この条約は発展途上国における最賃額の設定を想定した条約で、「経済的因素」の具体的な内容は「経済開発上の要請、生産性の水準と高水準の雇用を達成し維持することが望ましい」としています。そもそも、この条約は発展途上国を想定されているとはいえ、労働者とその家族が生活できる水準とすることが第一の決定要素とされていて、「経済的因素」はその次の要素として位置付けられています。

先進国を標ぼうする日本が「経済的因素」を水準決定の要素に含むことは、世界から見れば異常です。まして「事業の支払い能力」が「生計費」や「一般的な賃金」と同列の決定要素とされるのは間違います。先進国で IL0131号条約の「経済的因素」を決定要素に含む国はありません。

日本では「経済的因素」を「事業の支払い能力」という言葉に変えられ、「支払いが可能な経営状況」という間違った解釈が広げられてきました。「事業の支払い能力」が決定要素にある限り、企業に払える能力がつくまで、最低賃金を低いまま放置しておくことを許してしまいます。逆に、最低賃金を引き上げて、企業の活性化を促すのが最低賃金制度の本来の役割と考えます。審議会では使用者側（経営者団体の代表）が「中小企業がつぶれる」と引き上げに反対しますが、「30円引き上げたら会社がつぶれるか」と質問されると答えられません。※国連の専門機関である国際労働機関（International Labour Organization）

Q7 全国一律では中小企業が大変になるのでは？

A 全国一律最低賃金にすると、中小企業の経営困難が困難になる、特に下位ランクの地域の中小企業が一層深刻になるのではという意見があります。確かに、業況の厳しい地方では容易なことではありません。しかし、だからといって、全国一律にせず、下位ランクの最低賃金を低いまま放置していたのでは地域間格差が拡大するばかりで、地域の活性化にはつながりません。現在、大きく開いてしまった地域間格差を解消するには、個々の企業努力だけに任せらず、一度、政府の責任でフラットにする以外にないと考えます。

地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が全国一律制の法改正に対応できる特別な支援策（「中小企業への直接支援」「公正取引の実現」「有効需要の創出」等）と、財政措置を国に義務付ける法改正をおこなうよう私たちは主張しています。財源の確保には、大企業の内部留保を活用することを求めています。

「大半の経営者は賃上げのために国や自治体の支援制度を受ける気がない」（中小企業家同友会の幹部）とされます。労働組合の強い要求交渉が必要です。

Q8 特定最低賃金はどうなるのですか？

A 特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。私たちの特定最低賃金の考え方は、当然、「全国最低賃金」額を上回るものであり、看護や介護など国家資格で働く労働者や、通常どこでもある業務で働く労働者の賃金は、全国一律の特定最低賃金となるべきであり、中央最低賃金審議会で決めるものと考えます。

ただし、特定の限られた地域にしかない特有の産業・業種があり、地方最低賃金審議会はこの特定最低賃金の審議をおこなうものとして、残すことになります。たとえば、現在ある特定最賃の中では、「ガラス」の職種に関するものがありますが、一般的な窓ガラスではなく、工芸品的なガラス製品を製造している地域で、その技術・工法を守るために、特定最賃を定め、人材を確保・育成するというケースも想定されると思います。

Q9 最低賃金の水準についてどう考えますか？

A 今回の「法改正案の4つポイント」には、「全国一律」の水準については、「健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額」としています。現行法では「健康で文化的な生活水準=生活保護水準」となっていますが、最低賃金は働いて得る賃金であり、同じにはできません。さらに「健康で文化的な」水準は、常に変化するものであって、向上が目指されなければならないと考えます。

「全国一律」の法改正が施行する時点の水準は、その時点の地域別最低賃金の最高額を下回る水準はありません。それは、厚労省が「最低賃金は、法的効力を有するものとし、引き下げることができない」とした ILO131 条約を遵守することを明言し、これまでも「マイナス」改定をしていないことからも明らかです。

かつて、全労連は「法改正要求大綱」の検討の中で「その水準は労働者一般の平均年収ベースで 50% を下回ってはならない」と議論していましたが、今回の法改正では、水準問題にはふれず、全国一律にさせることを優先させる立場で、「4つのポイント」にしぼって提

案をしています。

Q10 法案を実現させる運動と道筋は？

A この間の国政選挙で最賃 1500 円を公約に掲げる政党が増え、自民党内での最低賃金一元化議連、立憲民主党内に最低賃金アップ問題ワーキングチームが立ち上げられています。2020 年から 3 年間で、223 議会で「最賃引き上げ」を決議し、政府に意見書を提出しています。私たちの運動は、ほぼすべての政党に国政選挙で最低賃金の改善を公約に掲げせるなど政治課題に押し上げてきました。

しかし、「全国一律制」を公約として掲げている政党は、日本共産党、社民党、国民民主党、れいわ新選組の 4 党にとどまっています。223 の自治体決議のうち、「全国一律」を要求したのは、36 議会となっています。私たちがすすめてきた法改正を求める最低賃金署名の紹介議員は、衆参あわせて 122 人で 713 人中 17.0% です（2023 年 4 月現在）。引き上げの必要性は確実に広がっていますが、地域間格差を解消し、法改正を求める政策を十分に広げるには至っていないのが到達です。2024 年春の通常国会での法案成立をめざすため、次の運動をすすめます。

（1）職場・地域での学習会

まず「法改正の 4 つのポイント」について組合員と共有し、深めます。全国一律への法改正を前面に出して、職場・地域での学習と理解を広げます。

（2）国会議員、政党への総当たり（2023 年 6 月～12 月）

最低賃金制度を変えるという決断を行うのは政治であり、国会議員・政党です。6 月から年内にかけて、国会議員、政党に総当たりし、「4 つのポイント」で対話し、賛同を得る活動をすすめます。4 つのポイント一つひとつについて、賛同を求めます。これは、全国一律と中小企業支援では賛同できるが、支払い能力の削除には賛成できないなどの議員も含めて幅広い賛同を取り付ける計画です。地元選出の国会議員は、地方・地域組織が単産と協力してあたります。多数の賛同を得て秋の臨時国会で改正法の発議につなげます。

（3）署名、宣伝、他労組・諸団体要請

署名、宣伝、他労組・諸団体要請を旺盛に取り組みます。現行署名は今国会までとし、その後は、新署名に取り組みます。マスコミ、SNS を活用して世論の広がりをつくりだします。

（4）地方議会意見書運動、経営者団体要請など

全国一律を前面に押し出した地方議会意見書運動、経営者団体要請などに取り組みます。

以上

全労連東海北陸ブロック 2024年最賃キャラバン資料

全労連東海北陸地方協議会



最低賃金マップ[®] 2023改定確定

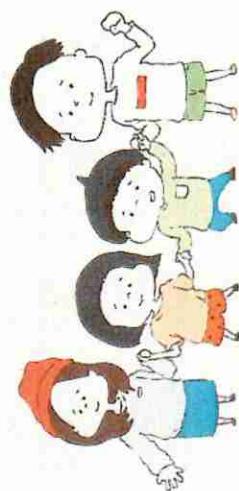
全国平均 1,004円（加重）前年比 43円増（4.5%増）

最高額 東京 1,113円 最低額 岩手県 893円

地域間格差は、昨年より1円拡大 220円 19.8%

地域別 最低賃金マップ[®]

- 1,000円台 8県 17.0%
- 900円台 27県 57.4%
- 800円台 12県 25.3%



沖縄
896

徳島
896

熊本
898
宮崎
897
鹿児島
897

佐賀
900
福岡
941
長崎
898

島根
904
山口
928
広島
970

京都
1008
鳥取
900
岡山
932
香川
918

愛媛
897

高知
897

大阪
1064
奈良
936
和歌山
929
三重
973

富山
948
石川
933
福井
931
岐阜
950
滋賀
967
長野
948
新潟
931
福島
900
群馬
935
埼玉
1028
山梨
938
東京
1113
千葉
1026

茨城
953
栃木
954
神奈川
1112

北海道
960

青森
898

秋田
897

宮城
923
山形
900

岩手
893
新潟
931

福島
900

群馬
935

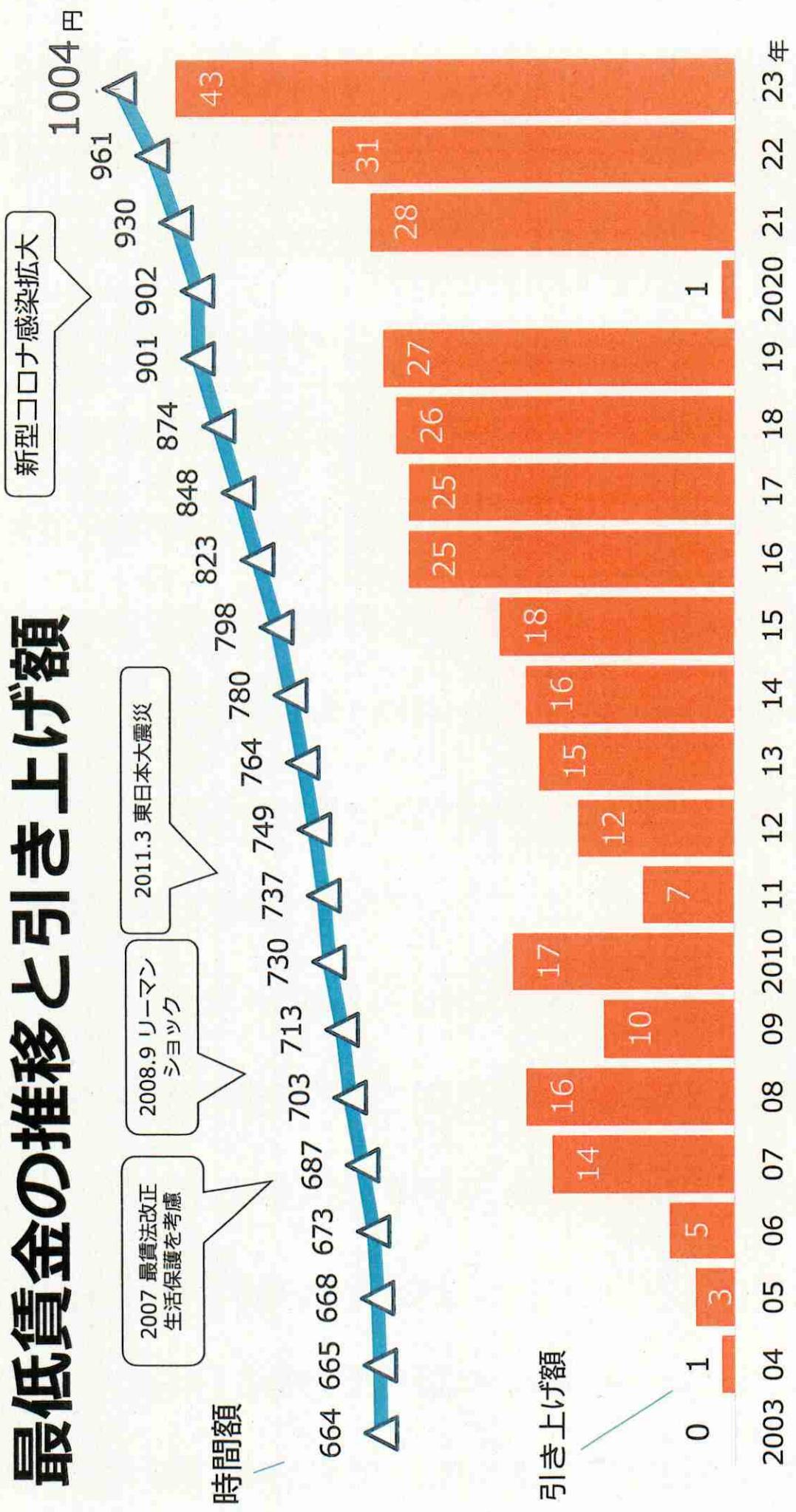
埼玉
1028

山梨
938

東京
1113

千葉
1026

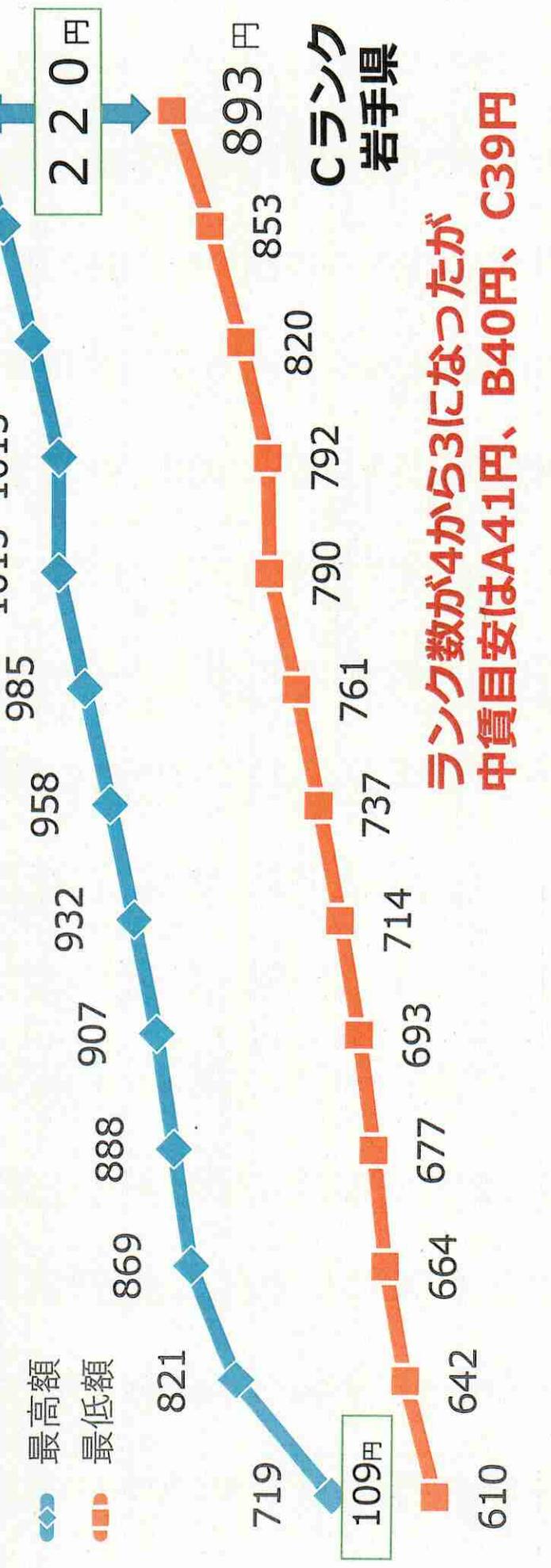
最低賃金の推移と引き上げ額



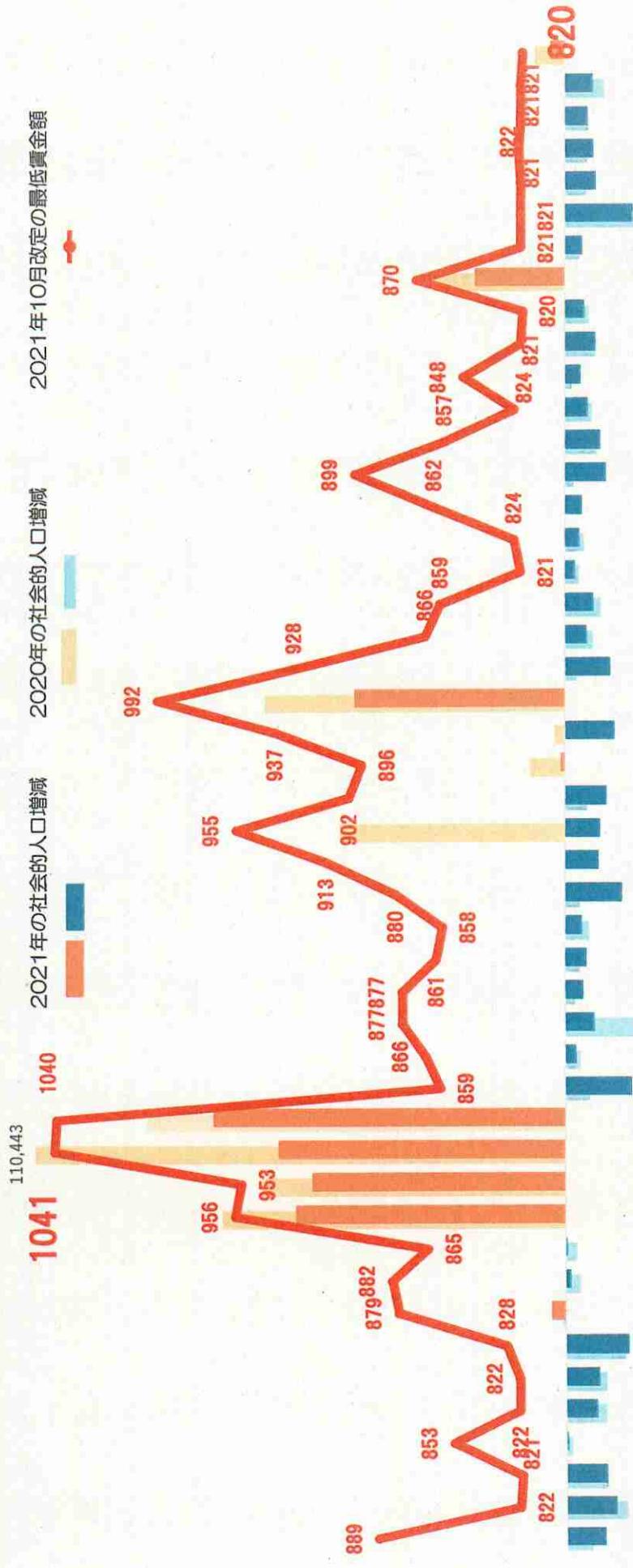
最低賃金の年間40万円

昨年より1円拡大し、220円（19.8%）

※ 年間40万円は年間1800時間の労働時間で算出。220円×1800時間 = 39万6千円。



2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図 最低賃金が高い都市部に人口が流出

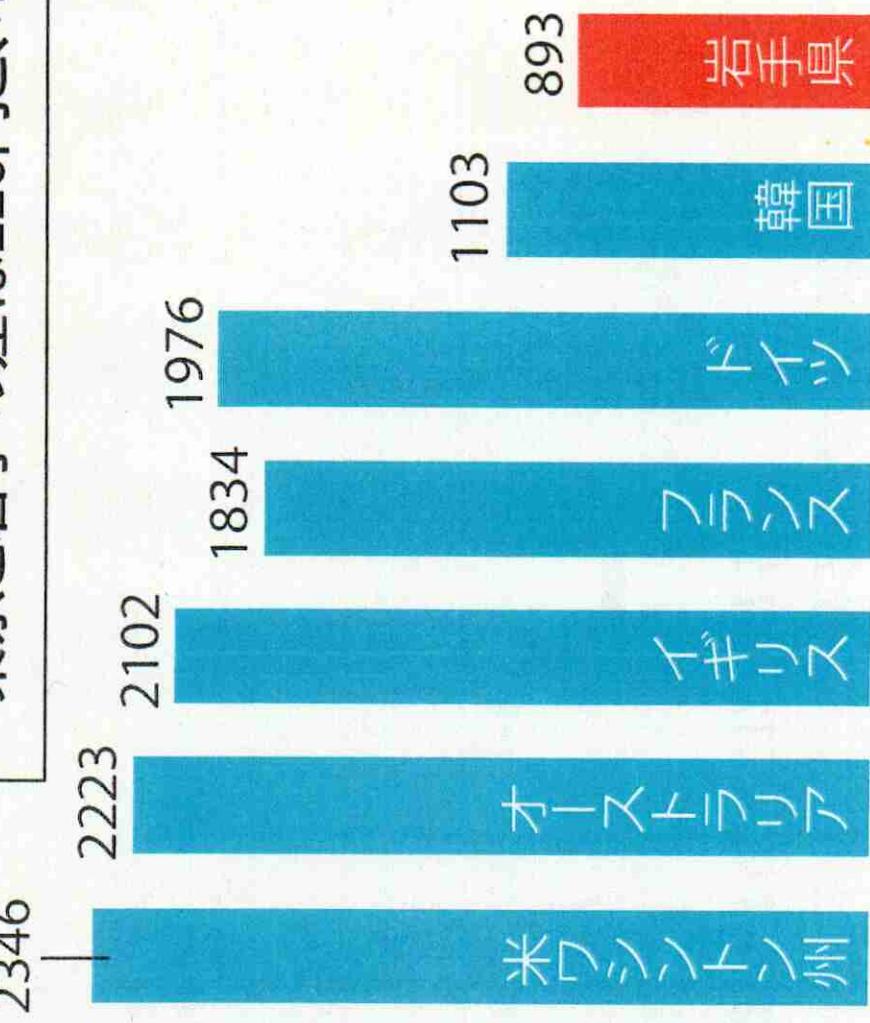


※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）より、全労連作成

最低賃金 国際比較

日本の現状

- ・全国一律ではない
- ・1000円超えるのは8都府県のみ
- ・東京と岩手の差は220円と、地域間格差が深刻



ドイツ、韓国は2023年12月時点、全労連調べ。
イギリスは2024年1月から適用、
オーストラリアは2024年4月から適用。

日本の最低賃金は
先進国では
最低ランクです



人口が流出

最低賃金の
格差が拡大

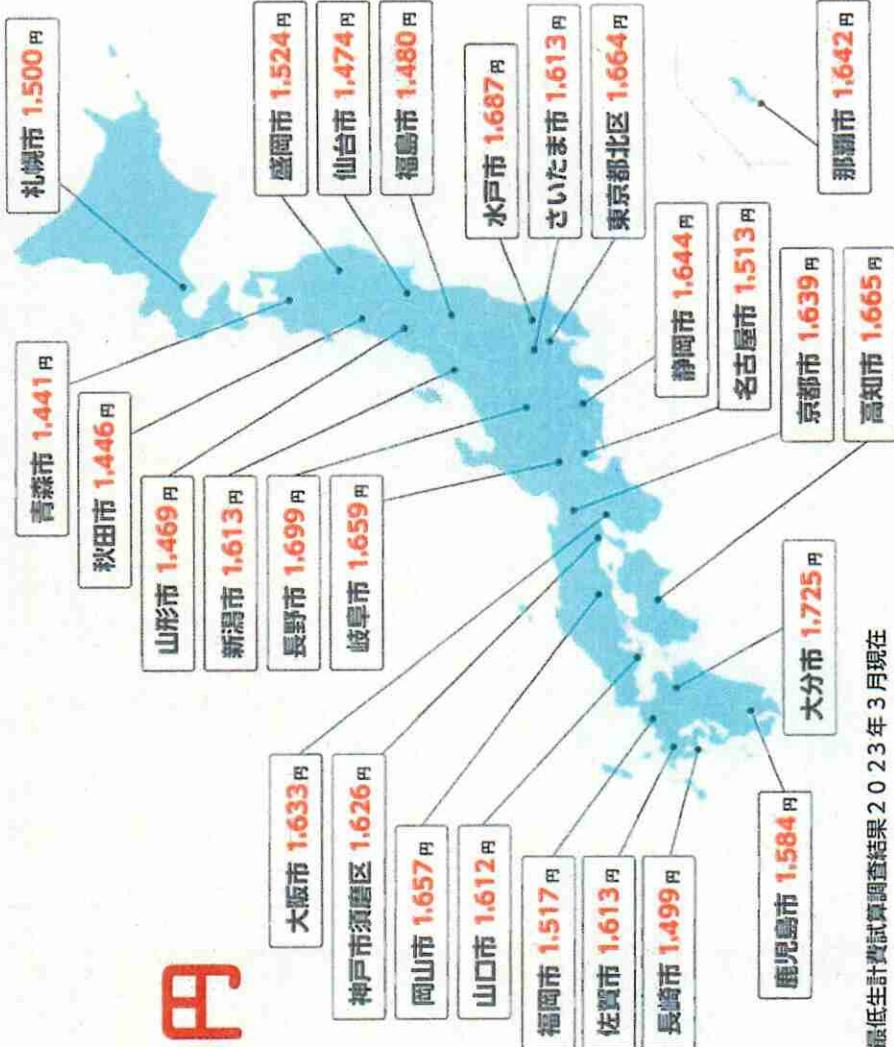
大都市に
一極集中

地方の
地域経済が悪化

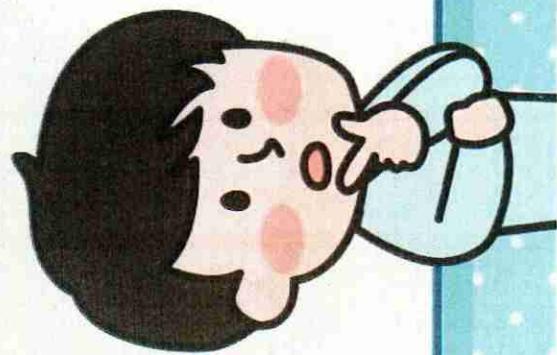
貧のスパイラル!

**全国どこでも
1,500円～1,600円
以上必要**

最低生計費試算調査
これまでに48,000人が参加

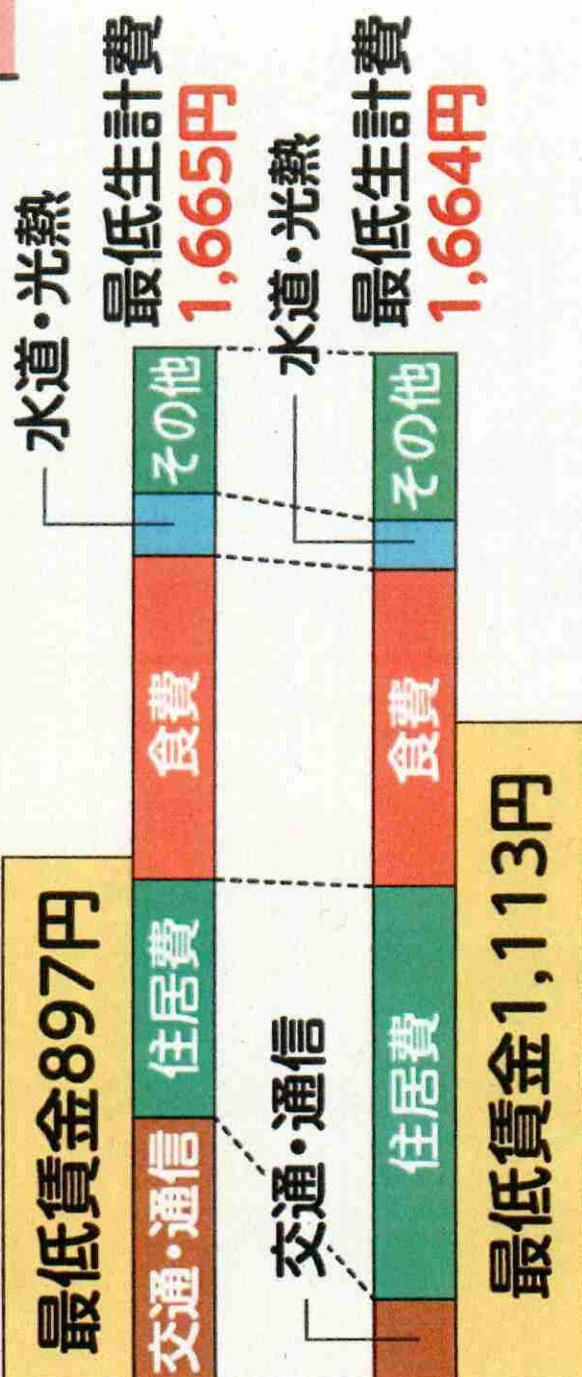


最低生活費試算調査結果 2023年3月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)





最低賃金はどこも同じ!



高知

東京

最低賃金法改正の4つのポイント

- ① 地域別から、全国一律にする
- ② 中央最低賃金審議会で決め、
地方審議会は特定最賃を決める
- ③ 生計費と労働者の賃金で決める
- ④ 中小企業支援は国の義務に



中小企業支援の強化で全国一律最低賃金制の実現へ

提言の第一 直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

1927年1月 県議会議員会議



はじめに

今方達は、全国一律最低賃金の実現を主目的に活動をしております。この実現により、中小企業の競争力を高め、地域活性化につながります。また、より多くの雇用機会を提供するため、より多くの人材を雇用する方針です。2020年には、全国で約100万人の雇用機会が創出されました。社会保険料の削減などによる経営負担軽減も、賃金引き上げの一つの手段とされています。また、地域活性化のための取り組みとして、地域循環も重要な要素です。

提言の第一 直接支援

中小企業が競争力を保つよう手当金を下足しないといふ議論に賛成を表す方々が、大半の会員からして見て社会は極めて減税を行なうことを必要です。

① 助成金の支給

会員会社は、扶助金を受けることで、生産性向上や設備投資などを実現しています。一方で、会員会社は、扶助金を受けることで、生産性向上や設備投資などを実現しています。会員会社は、扶助金を受けることで、生産性向上や設備投資などを実現しています。会員会社は、扶助金を受けることで、生産性向上や設備投資などを実現しています。

提言の第二 公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

提言の第三 地域循環

- ① 社会保障分野の中⼩企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 関係法の改正
- ④ 地域金融機関の強化

今方達は、社会保険料の削減による経営負担軽減と、労働者保護による労働環境の改善による労働者のモチベーション向上による生産性向上を実現する方針です。

会員会社は、扶助金を受けることで、生産性向上や設備投資などを実現しています。

全国一律 金貸質改正!



第17回みえ労連「憲法キヤラバソン」事前アンケート集計表

2024年6月19日現在（中間集計）

1. 人口減少対策
 - Q1. 「消滅自治体リスト」について.....P1
 - Q2. 国全体の施策で.....P2
 - Q3. 自治体の努力.....P3
2. より良い保育
 - Q4. 三重県知事への期待、改善見直し.....P5
3. 震災対策
 - Q5. 「孤立集落」の把握.....P6
4. 地方自治法改正
 - Q6. 地方自治法改正へのお考え.....P7

三重県労働組合総連合（みえ労連）
〒514-0015 津市寿町7-50
TEL:059-223-2615 FAX:059-223-4495

Q1. 民間の有識者研究会（人口戦略会議）が、若年女性人口の減少等を指標に、「消滅可能性自治体リスト」を公表しました。首長としてどのようにお考えですか？お聞かせください。

1) リストの公表には意味があるとお考えですか。		2) 若年女性人口のみを指標としており、自治体の努力に水を差すものでありますか、いかがでしょうか。		3) その他、ご意見をお聞かせください。	
1 ①ある ②ない ③その他	④意見	①で ②そう思 う ③その 他	④意見	①で ②そう思 う ③その 他	④意見
2 桑名市 ○		○	○	○	○
3 木曽岬町 ○	○	○	○	○	○
4 いなべ市 ○	○	○	○	○	○
5 東員町 ○		○		○	
6 四日市市 ○		○		○	
7 薩摩町 ○		○		○	
8 川越町 ○		○		○	
9 朝日町 ○		○		○	
10 鈴鹿市 ○				○	
11 龍市 ○				○	
12 津市 ○				○	
13 伊賀市 ○				○	
14 名張市 ○				○	
15 松阪市 ○				○	
16 多気町 ○				○	
17 大台町 ○				○	
18 明和町 ○				○	
19 伊勢市 ○				○	
20 烏羽市 ○				○	

21 志摩市												
22 玉城町	○											
23 度会町	○											
24 南伊勢町	○											
25 大紀町	○											
26 尾鷲市	○											
27 紀北町	○											
28 熊野市	○											
29 御浜町	○											
30 紀宝町												
三重県			○									
	11	6	11		11		13	4	11		11	6

Q2. 私たちは、一自治体のみで「人口減少」に歯止めをかけることは困難だと考えます。国全体の施策で抜本的に改革することが必要かと思います。ご意見をお聞かせください。

	1) 教育費をはじめ子育て世帯への重い経済的負担や、その充実のために地方負担は国において確実に確保すること。	2) 出産や子育との両立などの働き方改革、どこでも安心して働ける資金・労働条件を確保する施策の推進。	3) ジエンダー平等の実現や、若年女性の地方定着を促進するためにも、男女間の賃金格差と最低賃金の地図をなくすこと。	4) 東京一極集中から脱却するため、農林水産業の育成や地方の経済活動の支援を抜本的に強化する。																						
1	①必要だ ②必要な い	③どちら でも ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見	①必 要だ ②必 要な い	③どち らで ない	ご意見		
2 桑名市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
3 木曽岬町	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
4 いなべ市			○	子育てに関する費用は、国民全体で負担すべきと考えます			○			○			○			○			○			○			○	
5 東員町	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
6 四日市市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
7 茅野町			○	人口減りについては、経済的負担が主たる原因と考えていない。			○			○			○			○			○			○			○	
8 川越町	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
9 朝日町	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
10 鈴鹿市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
11 龍巣市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
12 津市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
13 伊賀市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
14 名張市	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
15 松阪市			○	議論の前提によって答えが変わる			○			○			○			○			○			○			○	
16 多気町	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
17 大台町	○									○																
18 明和町	○									○									○							
19 伊勢市	○									○									○							
20 鳥羽市	○									○									○							
21 志摩市										○									○							
22 玉城町	○									○									○							
23 度会町	○									○									○							

24 南伊勢町	○			○			○			○			
25 大紀町	○			○			○			○			
26 尾鷲市	○			○			○			○			
27 紀北町	○			○			○			○			
28 熊野市	○			○			○			○			
29 御浜町	○			保育料（0～2才）及び 給食費（全保育児）並 びに小中学校給食費の 無償化を町単で実施し ている。	○		○			○			
30 紀宝町													
三重県	○			○			○			○			
	25	0	3	27	0	1	25	0	3	0	25	0	0

		Q3. 「人口減少対策」について、第16回懇話キャラバンでも貴自治体の取り組みをお聞きしています。改めて、「消滅可能性自治体リスト」の公表を受けて、「貴自治体が努力されていることをお聞かせください。
		1) 安心して暮らせる貴自治体独自の施策、雇用創出の施策、観光・地域活性化施策など、新たな取り組みがあれば簡潔（200字程度）にお教えてください。
1 桑名市		桑名市では、令和5年度に①流入促進②定着環境整備③流出抑制等の3段階のフェーズから成る人口減少対策/パッケージを策定し、人口減少対策に取り組んでいます。2年目となる令和6年度の新事業としては、市内企業と取り組む移住支援、新婚世帯への住居支援、放課後児童対応のための支援員の充実、若者のニーズにあった施策、外国人を含む誰もが暮らしやすい環境整備などに取り組んでいます。令和5年度からの継続事業と合わせて、全30事業の人口減少対策事業を展開している。
2 木曽岬町		木曽岬干拓地への企業誘致が懸念完了したことにより、雇用の創出を図ることとともに地域産業の活性化を推進する。また、起業・創業支援施策を展開し、地域内で営業する事業者の増加を狙う。
3 いなべ市	出産後の母子のサポート、保育士の確保、企業説明会開催と人口創出のための交流施設の整備	「健康発見、また訪れたくなる東員町」をビジョンに「誘客促進・観光消費拡大や観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体を活性化すること」を目的とした東員町觀光地域づくり戦略を策定した。
4 東員町		これまで「地域コミュニケーションプロジェクトチーム」で活動していくにが「地域づくり応援課」として創設し、自治会を中心とした地域の自治に向けた取り組みを強化した。
5 四日市市		①子どものがんの早期発見と早期療養を促進するなどに保護者の経済的負担を軽減するため、令和6年度9月分から子ども医療費助成の対象年齢を「15歳年度末まで」に拡大、②コンビナートのカー・ボンニートラリ化に向けた、企業の実現可能な調査に対する補助、③既存の子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援に加えて、市街化調整区域の既存集落における空き家の居住用や賃貸住宅向けのリフォーム工事、店舗向けの整備への支援など行政が連携して町の活性化に繋げられるような仕組みづくりに新たに取り組んでいる。
6 玖野町		子育て施策として、子ども医療費助成事業の所得制限を撤廃し（中学生まで）、医療費窓口無料化を令和6年9月診療分から実施する。また、地域資源を活用した取組として、地域の団体や企業など行政が連携して町の活性化に繋げられるよう仕組みづくりに新たに取り組んでいる。
7 川越町		これまで子育て支援や教育環境の充実、移住推進策に力を入れてきました。子育て支援策として保育所入所待機児数〇人の達成、子どもたちの居場所づくりのための放課後学童クラブ事業者へ運営補助の実施、学校においては県内で早くから電子黒板及びタブレット端末を導入してきました。引き続き安心して暮らせるまちづくりを実現に努めます。
8 朝日町		これまで子育て支援や教育環境の充実、移住推進策に力を入れてきました。子育て支援策として保育所入所待機児数〇人の達成、子どもたちの居場所づくりのための放課後学童クラブ事業者へ運営補助の実施、学校においては県内で早くから電子黒板及びタブレット端末を導入してきました。引き続き安心して暮らせるまちづくりを実現に努めます。
9 鈴鹿市		「消滅可能性自治体リスト」の公表を受けて、政策の方向性を変更したわけではないが、本市の魅力のPRスピーチプロジェクト（子育て支援）」、「最高に子育てしやすい鈴鹿プロジェクト（子育て支援）」、「ゴーゴーDX推進プロジェクト（DX推進）」を推進し、より効果的な情報発信を行うこととしている。
10 鵜山市		子ども施設の総合的な推進体制を構築するため令和6年度より「子ども未来部」を設置するなどともに、妊娠から子育て家庭への切れ目のない包括的な支援を行ふため、「こども家庭センター」を設置しました。また、昨年度、健康都市を推進するため創設した「かめやま健康新都市」に基づく中心市街地における賑わい創出に係る取組など。
11 津市		ポートレースの収益金をもとに、こども基金を創設。当該基金を活用し、子ども・妊娠婦医療費助成制度の所得制限廃除などの拡充及び1カ月児無料歯科健診検査を実施。民間事業者との連携により、新たな工業用地を確保し、企業を誘致。津駅周辺道路空間間接討の取組、大門・丸之内地区未来型ビジョンに基づく中心市街地における賑わい創出に係る取組など。
12 伊賀市		伊賀市では、生活圈を共有している京都府の笠置町と南山城村、奈良県の山添村との間で、定住自立圏を形成し、共生ビジョンに基づいて様々な取組みを進めています。昨年3月には、笠置の子どもたちを対象にヘルコスターに進歩的・児童の発達推進のためのエリアプラットフォームの整備が実現し、12月には、笠置の子どもたちを対象にヘルコスターに進歩的・児童の発達推進のためのエリアプラットフォームの整備が実現しました。今後も子どもたちの交流や、3府県に跨る地域の特性を活かした取組み、国県等とのより望ましい関係づくりを進めます。名張市との連携については、消防やごみ処理などの分野ですでに具体的な取組みや協議を進めており、定住自立圏についても地域形成に向けた取組みを進めています。
13 名張市		○名張に愛着を持ち、まちに帰る人を増やす「シティプロモーション」の取組・市民参画のワークショップ開催、ブランドロゴ作成、市民視点の情報発信等 ○地域資源を活用した観光分野等の取組・リクルートとの包括連携協定締結、赤目滝水族館や赤目小町の整備、オーガニックビレッジ宣言に向けた取組等 ○名張版ナワボラの更なる推進・子育てを支えるシティプロモーションサイトの開設、インクラーシブ遊具設置、子育て世帯空家リノベーション支援事業の実施等 ○定住自立圏の形成に係る取組
14 松阪市		平成31年2月より、松阪市以南の16市町で構成する南三重地域就労対策協議会にて就職マッチングサイトを運営する等、若者世代の地元就職、リバーターン就職などの就労対策を実施しております。
15 多気町		また、観光施策としては、「一年まるごと松阪！」と題し、松阪市を観光の目的地として選んでいただけよう、四季を通じて、切れ間なくキャンペーンやイベントを実施しています。
16 大台町		本町では、雇用創出の施策として町が造成した工業団地への企業誘致に力を入れております。令和4年度2社、令和5年度に1社が営業し、今後1社が営業予定で全区画が完売した。ただ、町内に日本最大級の大規模商業施設が令和3年度に開業したところもあり、企業側の労働力不足の課題も生じ、移住者・定住者への住宅建築に関する補助制度を令和3年度から実施し、3年間で200人を超える移住（うち子ども約70人）者を迎えることができ人口減少対策にもつながっている。
		学校法人KTC学園が令和8年4月開校を目指して計画している近畿道直営高校を設置するにあたり、校地校舎やスクーリング時の生徒の宿泊施設の確保をはじめとする準備行為に対して全面的に協力。教育委員会部局へ保育園、学童保育に係る事務を移管。「子ども教育課」を設置し、子どもたちの健やかな成長に資する良好な環境整備に取り組む。

17	明和町	これまで取り組んでいるか斎宮跡を核とした、観光関係団体と連携した観光商社開拓事業の推進、デジタル田園都市などを含めたDXによるまちづくりなどにより、町民の生活に寄与できる施策を推進していく
18	伊勢市	○子育て環境：駅前に健診・福祉ステーションを開設し、妊娠期や子育て期の相談から支障につなぐ取り組みを強化。非課税世帯等への初回産科受診料の助成、こども医療費の所得制限撤廃と窓口負担が不要となる対象者の拡大など ○雇用創出：創業移転：創業移転にかかる費用の補助、従業員の要学金返還を支援する企業への助成など ○移住・定住：空家購入費用の補助、空家のリフォーム費用の補助、移住支援金の支給 ○人材確保：保育士・介護支援専門員・相談支援専門員・相談員などの確保にかかる費用の補助など
19	鳥羽市	雇用創出のため企業誘致や就労対策等を継続して行っている。
20	志摩市	
21	玉城町	
22	度会町	近隣自治体と連携した観光誘客、地域活性化事業を行っている。（自転車をフックにした観光説客、デジタル地域通貨等）
23	南伊勢町	
24	大紀町	SNS等を活用した情報発信、エンゼル手当等の給付事業、移動困難者の外出に係る負担軽減を図るCタク助成事業、簡易獣害柵等の補助としての農産物販賣対策事業、健全な農地の保全し維持管理をするための草刈り機等賃借費用を補助する農地管理事業支援金、松阪牛ブランドの肉牛の畜産のため、仔牛購入に関する補助、「大紀まちづくり協同組合」への支援により、年間を通じた仕事を創出し、事業所の人出不足解消と町内外からの担い手の確保等
25	尾鷲市	市制施行70周年と関係してふるさと納税で寄附をいたいた方との関係人口づくりとしての事業展開を行う
26	紀北町	「消滅可能性自治体リスト」の公表を受けてということであります。が、自治体の努力として、フロンティアード改革モデル事業（書かない窓口）、学校給食費支援事業、児童発達支援施設整備を新たに実施します。
27	熊野市	熊野アグリパーク整備事業の推進、農業・水産業での新たな特産品づくり、長期的視点での森林整備。集客のための受け入れ環境の整備や周遊ルート、体験メニューの充実。事業者のDX推進、労働者需要のミスマッチ解消のためのヘッドハンティングなど、関係機関と連携し雇用の場の拡大。 小・中学校給食費完全無料化事業などの子育て支援のイベント等開催、個別にマッチングを支援する集客支援員を新たに配置。 女性や若者のICTを活用した奨学金返還支援基金の活用。移住促進のための空き家調査の体制強化など
28	御浜町	基幹産業であるかんきつ栽培において、「みかん産地再生協議会での講論、YouTube動画などによる情報発信、人材育成、町独自の農地バンク、空き家バンク制度の運用などにより、後継者の確保、就農促進に、産地一丸となって取り組んでいる。R5、R6で約20名の新規研修生を受け入れた。
29	紀宝町	【雇用経済部】①企業を対象に高齢者、外国人人が働きやすい職場環境づくりに向けたセミナーやアドバイザー派遣を行うとともに、就職を希望する高齢者、外国人を対象に就職準備セミナー等を開催しています。②県内企業の再投資支援として、一定の要件を上回る雇用増加分に応じて、補助金を上乗せで交付する制度を設けており、県内企業の雇用創出を促しています。また、令和6年度より県南部地域における観光インフラの充実を目的とし、「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」に新たに促進措置（要件緩和、補助率アップなど）を設定しました。③転職者育成等を対象にした県内就職促進（R6）、若年女性の就職時ニーズに応じた取組など（R6）を実施します。【観光部】民間主導で設立された「三重県産業観光推進協議会」と連携し、「みえ旅」宿泊施設の立地に向け「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」を活用した説明活動を行っています。
30	三重県	

Q4 より良い保育

Q4-1. 昨年3月17日、私たちの「より良い保育を目指す請願が県議会で全会一致採択」され、本年2月議会までに県内12市町議会で相次いで採択されました。県・和歌山県の4知事は連名で、少子化担当大臣あてに、いわゆる「保育士が逃げていく」ことから、国への改善施策を要望（別添に要望書添付）しています。

そこで、三重県知事として、愛知県に隣接する岐阜県・静岡県知事へ呼びかけ、同様の要望書の提出に努力していくだけないかと考えます。この提案に対する三重県知事のご意見、また、各首長様のご意見をお聞かせください。

Q4-2. 保育士の配置基準改善が76年ぶりに改正されました。本年4月以降見直しを実施されましたが。

	①検討する（してほしい）	②必要ない	③その他	③その他（ご意見）	①国基準の改正を実施した。	②国基準の改正を実施していない。
1 桑名市	○			「4・5歳児」の保育士の配置基準（具体的に記載ください）	9にて「4・5歳児」配置基準は見直している（具体的に記載ください）	実施しない理由をお教えてください
2 木曽岬町	○					基準通りに配置するための保育士確保に時間を要するため
3 いなべ市	○				従前より配置基準を上回る保育士を配置している。	
4 東員町	○				4・5歳児：25人	
5 四日市市	○					四日市市では5年連続で年度当初の待機児童ゼロが継いでいたが、低年齢児の申込み数や保育士の不足によって6年ぶりに令和6年4月時点の待機児童が72人となり、当分の間は経過措置による従来の配置基準どせざるを得ないため。
6 沢野町					4、5歳児の職員配置について	
7 川越町	○				は、改正以前から実施している。	三重県の条例に合わせて対応していく
8 朝日町	○				○	
9 鈴鹿市	○				小規模保育事業所等に置く保育士及び保育従事者の数の基準について、令和6年6月議会にて、改正議案を提出している。	
10 鵜島市	○				家庭的保育事業所等における保育士及び保育従事者の配置基準について、令和6年6月議会に条例改正案提出。	この辺りで保育士の確保が課題であるため、全ての園で一律に新たな配置基準を適用するところには困難であるものの、保育士の配置が可能な園から順次新たな配置基準で保育の提供を行つてまいります。
11 津市	○					令和6年4月1日から既に「25：1」に見直しています。
12 伊賀市	○					
13 名張市	○					

Q3. 「人口減少対策」について、第16回憲法キャラバンでも貴自治体の取り組みをお聞きしています。改めて、「消滅可能性自治体リスト」の公表を受けて、貴自治体が努力されていることをお聞かせください。

2) 貴自治体雇用職員の「男女の賃金差異」公表以降の取り組みをお教えてください。

	①女性正規職員の幹部登用等の施策の見直し	②会計年度任用職員の正規職員との一時金	③会計年度任用職員の賃金改善（確定）の遅れ	④その他
桑名市				特になし
2木曽岬町		○		元々男女の賃金差異はない
3いなべ市		○		
4東員町		○		特になし
5四日市市		○		
6菰野町	○	○		
7川越町		○		
8朝日町				毎年、男女間わず同一の給料改定を行ない、会計年度任用職員も正規職員同様に改定を行っています。
9鈴鹿市	従来から女性職員の活躍を推進するため、女性の管理職及びグループリーダーを積極的に登用している。		人事院勧告後の給料表改定に伴いフルタイム会計年度任用職員の給料を遡及改定している。	
10龜山市				取り組みなし
11津市				特になし
12伊賀市				特定事業主行動計画に基づく各種取組
13名張市			○	従来から取組を継続し、市の政策・方針決定過程へ女性職員の参画を拡大させたため、管理職への女性職員の登用を促進させてています。
14松阪市				
15多気町				
16大台町				
17明和町	昇任試験等により横幅広用を目指していく			特になし
18伊勢市				給料表に基づく賃金のため、職員構成による差異は生じても、性別による賃金差異は生じない。
19鳥羽市				会計年度任用職員の賃金改定
20志摩市			○	
21玉城町		○		
22度会町		○		
23南伊勢町		○		
24大紀町		○		
25尾鷲市		○		
26紀北町		○		
27熊野市				
28御浜町				会計年度任用職員の期末手当の引き上げ、勤勉手当の支給等により、正規職員との賃金差を縮小した。
29紀宝町			○	
30三重県	○	7	6	14

Q2. 会計年度任用職員の処遇

項目		①事務	②多気町	③大台町	④伊勢市	⑤志摩市	⑥玉城町
①職員配置	【フルタイム】あり 【短時間勤務】 あり。37.5時間以下 あり。15.5時間以下	なし	【フルタイム】なし 【短時間勤務】あり。 37.5時間以下	あり。7.5時間以下 あり。1日	【フルタイム】あり 【短時間勤務】あり。	あり	無し なし
②採用方法	【フルタイム】 選考・面接など		【フルタイム】一般公募	【フルタイム】公募・面接	選考・面接・一般公募	一般公募による選考・面接など	
③再度の任用	【フルタイム】3回まで	一輪公募	【短時間勤務】一輪公募 規定期限	選考	【短時間勤務】公募・面接	選考・面接・一般公募	一般公募による選考・面接など
④勤務時間	【フルタイム】 【短時間勤務】 2回まで	2回まで	【フルタイム】規定期限	2回まで	【フルタイム】規定期限	原則2回まで	2回まで
⑤初任給	【フルタイム】 時給1,000円	月給1,010円	【短時間勤務】 時給1,000円	月給1,010円 ※賃料精算半枚加算あり	【短時間勤務】行政職（-） 時給933円以上	【短時間勤務】時給1,058円	【短時間勤務】時給1,058円 ※賃料精算を下回る場合は最低賃金を適用す直近上位の号給 943円
⑥勤務手当	【フルタイム】 4月から改定	【短時間勤務】 令和6年度4月から適用	【フルタイム】 4月から改定	【短時間勤務】 令和6年度4月から適用	【フルタイム】 4月から改定	【短時間勤務】 4月から改定	4月から改定
⑦昇級制度	【フルタイム】 あり。年4号、昇級加算 あり。年1号	【短時間勤務】 あり。年1号	【フルタイム】 年4号、昇級加算	【短時間勤務】年1～4号 運動業務(短時間)による	【フルタイム】 年1号始	【フルタイム】 あり。年2号	【短時間勤務】 あり。年2号 運動時間に応じて算する
⑧昇級上昇	【フルタイム】 行政職1-38	【短時間勤務】 月給行政職（-）1-33	【フルタイム】 行政職（-）5	【短時間勤務】行政職 -1-11	【フルタイム】 行政職-1-11	【フルタイム】 行政職-1-21	【短時間勤務】 行政職1-50 行政職1-50
⑨期末手当	【短時間勤務】 週20時間以上・年1.5月	【短時間勤務】 週20時間以上・年1月	【短時間勤務】 年1月	【短時間勤務】 年1月	【短時間勤務】 週20時間以上・年1.5月	【短時間勤務】 年2.5月	支給の場合1.375 月
⑩勤勤手当・支給 に向けた条例改定 規則について教えて ください（新規）	【フルタイム】 2023年12月議会を予定	【フルタイム】 2023年12月議会を予定	【フルタイム】 2024年3月議会を予定	【短時間勤務】 2023年12月議会を予定	【短時間勤務】 2023年12月議会を予定	【短時間勤務】 2024年3月議会を予定	未定
⑪手当	【短時間勤務】 運動手当	【短時間勤務】 運動手当、時間外勤務手当	【短時間勤務】運動手当、 時間外勤務手当	【短時間勤務】運動手当、 時間外勤務手当	【短時間勤務】運動手当、 時間外勤務手当	【短時間勤務】運動手当、 時間外勤務手当	運動手当、時間外勤務手当
⑫年収概算	【フルタイム】 約250万円	【短時間勤務】 約250万円	【フルタイム】 約220万円	【短時間勤務】 約205万円	約200万円	約219万円 約20万円	約210万円～約220万円
年休	【フルタイム】 年10日、年20日と有り あり	【フルタイム】 年10日、年20日と有り あり	【フルタイム】年10日、年20日と有り あり	【短時間勤務】 年10日、年20日と有り あり	【短時間勤務】 年10日、年20日と有り あり	【短時間勤務】 年10日、年20日と有り あり	年20日、年20日と有り あり
特別	【フルタイム】 1日（無休）	【フルタイム】 3日（有給） 3日（無休）	【フルタイム】 1日（無休）	【短時間勤務】 5日以上在勤期間がある場合	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 10日（無休）	【短時間勤務】 10日（無休）
休暇	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 1日（無休）	【短時間勤務】 10日（無休）	10日（無休）

02. 会計年度任用職員の処遇

項目	（記入例）	②度会町 ③南伊勢町	④大紀町 ⑤尾鷲市	⑥紀北町 ⑦熊野市	⑧御浜町 ⑨紀宝町	⑩三重県
①職員配置	【フルタイム】あり	【フルタイム】あり	【フルタイム】あり	【フルタイム】なし	【フルタイム】なし	【フルタイム】なし
【短時間勤務】 あり。15.5時間以下	【短時間勤務あり。勤務時間 は業務により異なる】	【短時間勤務あり。主 に30時間以下】	【短時間勤務あり。主 に30時間以下】	【短時間勤務あり。主 に30時間以下】	【短時間勤務あり。 運送など】	【短時間勤務】 運送など
②採用方法	【フルタイム】 選考・面接など	【フルタイム】 公募のもの面接	【短時間勤務】 公募のもの面接	【短時間勤務】 一般公募など	【短時間勤務】 一般公募など	-
③再度の任用	【短時間勤務】一般公募 採	【短時間勤務】一般公募・面 接	【短時間勤務】一般公募のもの面接	【短時間勤務】一般公募	【短時間勤務】一般公募・面接	【短時間勤務】一般公募・選考・面接など
④勤務時間	【短時間勤務】3回まで	【短時間勤務】2回まで	【短時間勤務】2回まで	【短時間勤務】2回まで	【短時間勤務】2回まで	-
⑤初任給	【フルタイム】時給45分 行政職1-4（相当） 時給1,000円	【フルタイム】7時間45分 行政職1-4（相当） 時給5	【短時間勤務】7時間45分 フル未端 行政職1-4（相 当）から地政課をした話	【短時間勤務】主に30時 間 フル未端 行政職1-4（相 当）	【短時間勤務】主に30時 間 フル未端 行政職1-4（相 当）	-
⑥2023年度における 給与の額及決定について お教えください （新）	【フルタイム】 4月から改定	【フルタイム】4月から改定	給与改定から 翌年度から 改定	【短時間勤務】 翌年度から 改定	【短時間勤務】 翌年度から 改定	-
⑦昇級制度	【フルタイム】 あり・年4号、経験加算	【フルタイム】 なし、ただし年 次経験加算より決定	【フルタイム】 あり 年1~4号 年次経験加算より決定	【短時間勤務】 あり 年1~4号 年次経験加算より決定	【短時間勤務】 あり 年1~4号 年次経験加算より決定	-
⑧昇級上級	【フルタイム】 行政職1-15	【フルタイム】 行政職1-27	【短時間勤務】 行政職1-25	【短時間勤務】 行政職1-19	【短時間勤務】 行政職1-15	-
⑨期末手当	【短時間勤務】 週5時間以上・年1.5月 2023年12月議会を予定	【フルタイム】 年3.6月 行政職1-38	【短時間勤務】週19時間25分以 上・年2.6月 【予定】 2023年12月議会を予定	【短時間勤務】 年 2.4 行政職1-19	【短時間勤務】 年 2.4 行政職1-25	-
⑩「勤勉手当」支給 に向けた条例改定請 求について教えください （新）	【フルタイム】 通勤手当、時間外勤務手当 約50万円	【フルタイム】 年3.6月 行政職1-38	【短時間勤務】週19時間25分以 上・年2.6月 【予定】 2023年12月議会を予定	【短時間勤務】 年 2.4 週20時間 以上、年2.4月。 2023年12月議会を予定	【短時間勤務】 年 2.4 週20時間 以上、年2.4月。 2023年12月議会を予定	-
⑪手当	【フルタイム】 通勤手当、時間外勤務手当 約50万円	【フルタイム】 約250万円	【短時間勤務】 約100万~200万円	【短時間勤務】 約230万~250万円	【短時間勤務】 約60万円	-
年休	【フルタイム】 報酬あり 10日、継り越しもあり	【フルタイム】 年20日、翌年報 酬あり	【短時間勤務】 10日、継り越し あり	【短時間勤務】 10日、報酬あり	【短時間勤務】 10日、報 酬あり	-
病気	【フルタイム】 30日（有給） 【短時間勤務】 10日（無休）	【フルタイム】 10日（無給）	【短時間勤務】 10日（無給）	【短時間勤務】 10日（無給）	【短時間勤務】 10日（無給）	-
⑫休暇	【フルタイム】 就労、感染症（有 給）、夏季（有給） 特別	【フルタイム】 引き止め 夏季（有給）	【短時間勤務】 就労（有給）、 夏季（有給）	【短時間勤務】 就労（有給）、 夏季（有給）	【短時間勤務】 就労（有給）、 夏季（有給）	-